

平成 23 年度第 1 回東京都北区環境審議会議事要旨

日時：平成 23 年 10 月 13 日（木）14：00～15：40

場所：北区役所 第一庁舎 4 階 第一委員会室

【出席者】

<委員>

丸田頼一会長

細見正明委員

小玉雅之委員

原芳子委員

大島実委員

卷出義紘委員

鈴木将雄委員

岸田辰夫委員

八巻直人委員

熊澤幸子委員

田口重子委員

小池たくみ委員

やまだ加奈子委員

<事務局>

長尾晴彦生活環境部長 亀井裕幸環境課長

佐藤佐喜子まちづくり部長 藤野浩史まちづくり推進課長

環境課環境政策係

【次第】

1. 開 会
2. 委員・事務局紹介
3. 会長・副会長選出
4. 議 事
 - (1) 都営桐ヶ丘団地建替事業の環境影響評価について
 - (2) 北区豊島地区のダイオキシン類土壌汚染対策事業の裁判について
5. 閉 会

【傍聴人】

傍聴人 3 名

【発言要旨】

< 議 事 1 >

○東京都 —東京都東部住宅建設事務所より資料説明—

○事務局 —資料説明—

○委員 第1～3期までの具体的な地域、内容、あるいは問題点はどうか。今期の事業で終わるのかどうか、全体の大きな流れを示してほしい。また、終戦後以降のことは触れられていたが、それ以前の状況はどの程度把握しているのか。

○東京都 まもなく第3期が終了するが、大きな問題は発生していない。全体の建替計画は、桐ヶ丘団地全体を全6期に分けて建て替える計画である。調査計画書P6の土地利用計画図で赤い部分が第4期、青いパッチの点線の部分が第5期、GE-03、GE-09、GA12北側桐ヶ丘中学校の東側が今後の第6期の計画としている。今回の環境影響評価については、第4期5期の部分の環境評価でお願いしたい。土壌汚染については、桐ヶ丘団地全体が旧陸軍の武器弾薬庫、練習場と聞いており、第1期の事業の中で、鉛の土壌汚染が見つかった。これを踏まえ、今回の第4期5期の環境影響評価については、地歴の調査を全域にかけ、個々の建替えの段階では、土壌汚染対策法等、法律を遵守して適切に処理していく。このように、都営住宅を建て替える際の一般的なルールで対処していきたい。

○委員 今回の計画書は、後期計画の一部のみが記されていて、第6期計画については未定としており、環境影響評価調査そのものが大きな制約を受けている。第6期を含めた全体計画を示して環境影響評価調査を実施すべき。二つ目は、桐ヶ丘中央公園の真ん中を走る新設道路の計画があり、緑の大きな損失になる。したがって生物や生態系景観を環境影響評価に加えることを求めたい。三つ目に、最近ゲリラ豪雨の発生に伴い、甚大な影響が出ており、この地域でいえば赤羽台三丁目地域で、本計画に隣接している。ここでは現在東京都が地下貯水槽の施設工事をおこなっているが、今度の計画の環境影響評価項目に選定すべき。四つ目に、本計画の中に太陽光や太陽熱、風力等の自然エネルギーを活用するモデル団地にすることを提案し、要望したい。このたびは原子力発電所の大きな事故もあり、今後原発依存ではもうエネルギーの需要は賄えない。是非この計画の中に新エネルギーを取り入れたモデル団地にしてほしい。五つ目に、区立の桐ヶ丘郷小学校については今回提示された建替計画期に位置付けられていないばかりか第6期の予定地域にも入っていない。区道の新設とともに教育環境に影響が大きいと考えられる事から、その影響の調査をすべきだと考える。そして、区立の桐ヶ丘郷小学校の建替えに必要な用地を計画で確保しておくことと、教育施設にふさわしい環境影響評価を求めておきたい。

○東京都 第6期は、居住者の移転等を優先するため、第4期5期を先に進めている。郷小学校の取扱いについては、北区から特段話を聞いてないため、現在の計画はこのようになっている。

○事務局 学校については、教育委員会のほうから、改修計画が明らかになった時点で、東京都と協議をしていきたい。

○委員 この団地は、北区の中でも高齢化率が50%を超えている。居住者の皆さんが引き続き安心して暮らせるという事が必要になる。今の都の話では、居住者の再居住が第一だということが言われたが、第4期5期そして今後示されるであろう6期計画についても、特別高齢化率が高い中での街づくりをきちんと進めていただきたいと前から要望している。高齢者の皆さんが新設道路により、今まで東西南北に自由に行き来できたのが、危険を伴うような移動をせざるを得ないことがあってはならない。桐ヶ丘

郷小学校についても、第6期計画の中で位置付けをしていただきたい。

○委員 9月に自然観察公園で虫の観察をしたときに、夜間明るくなったというのを実感している。財務省の高層住宅も建ち、スポーツの森公園の夜間照明も点き、介護施設もできている。生物に影響が無いのか、そういう調査をしていただけるのか。

○事務局 今回のアセスメントにおいて、自然ふれあいの場としての価値を落とさないようにということでお願いしている。赤羽自然観察公園の場合、従前より非常に明るくなっているのは事実。生き物によっては夜の暗さが大事な生物もいるため、そういう生き物にとっての影響がないとはいえないが、実際に現段階である地区にどの生き物がいるのかという意味で区の方でも調べた。桐ヶ丘団地の中については、植えた木が管理されていて、緑の量としては多いが、赤羽自然観察公園のように、野生の生き物が集まって固まっているようなところとは、違う状況である。そういう野生の生き物と共生のできるような環境をつくっていただきたい。これはアセスメントとは別の部分になるが、要望していきたい。

○委員 建築工事中における避難場所等については、工事の最中でも支障がないか。

○事務局 避難する場所、特に一時避難場所に指定しているような場所が急激に無くなることはない。また、団地全体が避難場所で、具体的に燃えやすい建物もないため、工事を一部でやっても全体で避難場所としての機能が落ちる事はない。

○委員 鉛土壌汚染の対処や原因について、わかればぜひお願いしたい。工事をされるにあたり、除染や放射能の問題もあるように、廃棄物や建設残土について、管理が十分行き届いていない部分がある。東京都として実施する場合、トレーサビリティをしっかりとってほしい。

○東京都 土壌について、記憶の範囲だが陸軍の弾薬、あるいは演習場の跡地であった。原因は、おそらく火薬かあるいは銃弾の影響からだと考えている。

○委員 ここは、避難場所として重要と考えているが、災害時における機能として何か新しく、今回果たす役割があるか。

○事務局 隣に赤羽台団地や国のスポーツセンターがあり、大きな公共空間全体が避難場所になっている。桐ヶ丘の区域では、区が学校に普通備蓄物資を置いている。それ以外に防災倉庫が置いてあり、飲料水は確保しており、それ以上必要になった場合には、赤羽台団地に掘ってある深井戸で対応ができる。このように、避難場所の中で区の色々な施設が備蓄物資を用意している。そういう意味でまさに防災拠点だが、ここは緑が延焼防止帯になっており、大規模な火災が起きた時でも最後は逃げ込めるという意味で位置付けている。

○会長 意見の提出が10月11日までであり、次回、区に対して意見が求められるのが、環境影響評価書案というものになる。今回の調査計画書をもとに評価項目を事業者（東京都）で選定して、それにもとづいてアセスメントの具体的な詳細を詰めていく手続きになっている。都からの調査項目の原案に風環境が入っていないが、区からの意見として含まれており、賛成する。一般的に、平均風速をとって、この程度で問題ないとする書き方が多いが、今年も巨大な台風がきている。それを平均の風速でやっていると、あまりにも小さな値になる。極地的なものを想定していく必要がある。風をうまく逃がして、通すことも設計面で考えていかなければならない。

また、意見の中で、生物生態系という評価項目、その必要性について意見があったが、区の意見の中に含まれていない。生物生態系について、意見の中に入れることは手続上できないが、審議会ではこれについての重要性といったものが出たので、今後考えていってほしい。

< 議 事 2 >

○事務局 —資料説明—

○委員 日産化学が原因者でないとした場合、その前の会社を相手取るということになるのか。また裁判のURの位置づけはどうなっているのか。

○事務局 今回費用負担を求めているのは区の施設だけであり、URはでてこない。負ければ、相手方を再び探すということになる。日産化学の営業譲渡や継続については、戦中、戦後の時期は、非常に書類の少ない時期であり、繋がっている会社がどこかというのを明確にするのが非常に難しい状況にある。

○委員 現状ではURは建替えもできない上、土を掘ることもできない。URにとっても大変な問題のはずだが、見守っているだけなのか。

○事務局 URからはそういう次元での打診は受けていない。むしろ道路を挟んで4丁目側の方が売れないという事で、URと日本油脂も裁判をやっているが、非常に難しい状況になっている。

○委員 ダイオキシン特別措置法というのは、完全なものではない法律で、議員立法である。URは、民事訴訟法でないといけない。また、区の今回のような判決がでてしまうと、会社をうまく経営していくと責任逃れができてしまうことになる。

○委員 区は、裁判で負けたことによって、日産化学に費用を返したのか。

○事務局 係争中は返さないが、利率が高い。

○委員 豊島北中学校も同じ扱いになっているか。

○事務局 都の計画には、学校は含まれていない。ただし、全域でリスク管理をしている。

○委員 土壌調査は難しく、表層で出なくても深いところではわからない。区は、慎重にやっていただきたい。

○会長 日産自動車は、売却した土地に土壌汚染が発覚した後、赤字にも関わらず、浄化してからURに売却したという事例もある。区は強く戦っていただければと思う。